

この説話に登場する加島清太夫、弥左衛門は必ずしもキリシタン信奉者で、寛永十一年に処刑された極悪浦清太夫や加島弥右衛門と同一人ではないかと考えられている。また津志河内に住んだという水永又兵衛へ現在元長氏が数軒ある。は如舟と号したが、これはキリシタン名のジヨセフではなからうか。黒田如水(ジヨセフ)、小西如安(ジヨアン)なども例からそのように考えられる。内田権右衛門については同家の紋章が丸に十字紋であること(泥谷正明寺の内田氏も丸に十字)、この紋章が島津一族のクツワ紋(雲竜十字紋)であるか、立花氏の祇園守(クルス紋)、中川クルスなど、まうなクルス紋であるかは今後調査しなれば判らないが、当時(高橋右近大夫元種は慶長五年改易された)の状況からクルス紋のようない気がする。

天正、文禄、慶長にかけて九州各地の領主には切支丹大名が多く、その家臣たちにも熱烈な信奉者が多かった。著名な切支丹大名には、小西行長(肥後守土)、有馬晴信(肥前有馬)、高橋元種(日向県)、大村喜前(肥前大村)、立花宗茂(筑後柳川)、中川秀成(豊後阿蘇)、毛利高政などがあり、それぞれの領内でキリシタン信奉者、パレンと庇護し、教会堂を建てるとなると、積極的な行動をしたが、慶長五年の関ヶ原戦は西軍として戦った小西は処刑され、高橋、有馬、立花、毛利は削諫移封された。

慶長八年江戸に幕府を開いた徳川家康は、対外貿易にばかりおぼる關心を示し、これを助長したが、キリシタンについては秀吉の禁教方針を踏襲した。高政、宗茂、元種、秀成などは一応幕府の政策に随従して棄教したが、いすれも戦国の餘風をうけた豪傑領主をけに本心から棄教しなすはなく、それぞれの領内では宣教師と好過し、天主堂、修道院を建てると、キリシタン教徒を擁護し

た。そのころした切支丹領主たちも動きも、慶長十八年の禁教令(東照神君垂範)が出るまでで、元和偃武となり、徳川幕府の基礎が固まると、諸藩はそれぞれの立場で禁教方針をうち出し、しだいに弾圧へと移行した。佐伯藩の場合、高政の死によつてキリシタン禁教が具体化したといえるようである。(おわり)

参考資料

神息太刀之記

飛供 近 止藤 正 義

禁教令見、向井市掛所小旗出陣

(紹介)

この資料は近藤氏の令兄近藤吉上郎氏(彌生前撰内出身、元禁教令現在大寺居住)が、守佐神宮復興奉讃会に割添されてきたころ入手されたもので、藤字刷り十四頁の小冊子で、恐らく昭和十六年一月ごろ神室神息太刀を特別展覧したか又は特志の研究家が調査発表したか、ともかくその解説を小冊子にまとめたプリントに付し、極く一部のものに頒布したものと考えられる。

前巻に高木氏の神息太刀について、表裏について、佐伯氏にゆかり深いこの神室の資料が出たので、早速誌上に紹介する次第であるが、近藤氏はこの原本小冊子を本会に寄贈下さっている。(其略)

神息太刀之記

一、出 来 標

一、神 息

ニ字在銘 書体奈良朝初期写経風也 小振

銘ニシテ整細ク深シ。稚子股ノ生中心重不奪リ。鐔造リノ反リ有り、踏張強ク鐔高ク、底極メテ低シ。

地鉄紫彩ヲ帯ビ、潤色ニシテ、全面滑アリ、大板

目、狂ガカリタル鍛ニシテ緻密ナリ。飛龍ノ如キ  
地彩アリ、及色雪ノ如ク滑ヘ、小下子乱ニシテ、  
匂ヒ深ク、烟込ミ足入り、其ノ内外異様ニ稲妻多  
ク掛リ、全体ノ模様全ク後作ト相違ス。  
及長二尺四寸六分有之、古樫鞘入りニシテ、古来  
殆ンド破ニ当リ居ラズ、昔ナガラノ崇敬ナル筈也。  
ナホニ字在銘ノ書体ハ、正倉院御物大空年中堂前  
國戸籍ノ筆蹟ト酷似セリ。

一、全身

身 押形 (拓本) ニ葉

二、中心

押形 一葉 (別紙)

二、現在ノ所持者

昭和十六年一月現在

林田督磨

明治二十年二月十九日生

本籍

兵庫県但馬国朝来郡竹田町百三十三番地

現住所 右ニ同ジ

寓居 東京市麹町区富士見町二丁目五十一山四方

備考

右林田家ハ家藏ノ言ニ感ジテ少年十四才、

時ヨリ刀劍ノ道ニ志シ、家ニ縁アル名物

御寶丸ノ太刀ヲ尋ネテ斯界ニ遊歴スルコト

茲ニ四十年ノ間、自己ノ手ヲ遣シテ集

散セル刀劍ノ数甚ダ多シトス。而シテ最後

ニ到着セルモノが即チ次ノ數刀ナリ。

一、天國ノ小劍

一口 (某所ニ現存)

二、三池元真太刀 一口 (大坂 故村山龍平氏

ニ譲渡同家ニ現存)

三、鳥取池田侯爵家伝来ノ正宗、後、林有造

氏ニ譲リ、林氏ヨリ同族林啓吾氏ニ譲リ

シモノ 一口 (東京北垣近氏現在所持)

四、嘉慶二年十一月袁銘、表銘備州長船住景

政ニ尺六寸太刀 一口 (根津圓武庫御影

所白鶴美術館現藏)

五、他、則宝劍ノモノ、五六刀、コト、特ニ

抽シテノルモノ、ニ、名物「脇屋郷」義弘ノ

手ノ尊キトナリシナリ。

三、傳來ノ経路

一、大正十二年十月、神息ノ前所持者、宇治山田市度会衆

系場主、飯田文治郎氏 (現在六十余才、現住所神奈川県中郡西

葉野村)ヨリ当時林田所持ノ名物、腰屋郷義弘ト交換入

手ス。

右脇屋郷義弘ハ、林田一代苦心ノ記念トシテ伝家、

空刀トナサント使シ、乃チ清祿ノタメ参宮ノ際、同地

ノ研師林千秋氏ノ紹介ニヨリ飯田氏ヲ訪問、同家所藏

ノ刀劍、書画、骨董ヲ拜見、同時ニ右ノ義弘ヲ供覽セ

シトコロ、飯田氏激賞シ懇望シテ止ラズ、依テ「神息」

ト交換ス。

当時ハ、神息ハ名ノミアリテ宝物ハ現存セザルモノ

トイフ斯界、定論アルヲ知レルダケノコトナリシガ、

一旦右ノ宝物ヲ拜見スルヤ、ソノ如何ニモ宏大ナル出

料ニ打ダレテ交換ヲ決意セルモノナリ。而シテ、ソノ

出来ノ宏大ナルコトヲ感得シ得タル所以、モノハ、一

ニソレヨリ十年前ニ入手シテ当時守護劍トシテ毎日

尊奉護持セル「天國」ノ小剣ニ依リテ、自らニ養ハレテ

リタル鑑識眼ノ賜ナリトス。當時、彼徒イカバカリナリシノ。次ノ一文ハ實ニ拙

キ即詠ナリシナリ。

追到流泊三十年

妻子阻礙顧無暇

酬得皇國鎮護刀

元芒一閃讓妖凶

大正十二年 東京震災直後 於神都 林 田 督 磨

一、右飯田家ニ「神息」伝来ノ経路ハ、大正八年五月日景度  
会郡豊浜村字磯、郷社磯神社ハ舊宮社司藤本直樹氏へ  
現存六十余支ヨリ譲渡セラレタルモノナリ。

譲り渡證

一、古刀 在銘 神息 壹振

丈 貳尺四寸六分 台鞘ノ係

右者当家伝来秘蔵ノ処今回貴殿ノ御懸望ニ依リ  
御譲リ渡シ候也

大正八年五月二十三日

藤 本 直 樹



(七歳満証)宝物ハ現在林田所持)

一、右藤本家ニ「神息」伝来ノ経路ハ、同家ガ元来伊勢神宮  
ノ社家ニテ、寛永年中、藤堂藩家臣佐伯氏ヨリ神宮ニ  
奉献セラレシモノ、当時、慣習ニ従ヒ、目錄ニテ神  
前ニ奉告セル後実物ハ藤本家へ当時藤本八郎太夫ニ  
納マリタルモノナリ。爾来、同地ニ於テハ「藤本ノ神  
息」トシテ有名ナリシトイフ。享保十九年奥書書寫清  
在篇「圍煖閑談」参照ヲ要ス。

一、古佐伯家ニ「神息」伝来ノ経路ハ、同家ノ遠祖緒方三郎

惟深ガ源氏方ニツキテ、宇佐ハ舊宮ニ奉籠中ノ干家ヲ  
襲ヒタル時、即党ノ狼籍ニヨリテ空殿ヨリ押收シ奉レ  
ルモノヲ、一旦、源頼経ノ手ニ納メ、然ル後ニ改メテ  
緒方三郎ガ科領セシモノナリトイフ。

(大友興廢記「神息太刀之事」一節、東鑑、玉葉ヨリ引用ナルモ

ナリ緒方ノ子孫ハ豊後ノ同佐伯祖牟礼城主トシテ佐伯  
氏ヲ名乗リ、神息太刀ヲ護持奉奉シテ十四代ヲ経ツルモ  
大友氏ノ没落ニ殉ジテ後、伊豫守和島城主藤堂高虎ニ仕  
ヘ、更ニ高虎ノ移封ニ従ヒテ伊勢國安濃津ニ定住、四千  
六百石ノ家祿ヲ以テ高虎、高次、二代ニ仕ヘ佐伯氏十四  
代推定、十五代推重、十六代推奇、三代ヲ経ツリ。然ル  
ニ推奇ニ実子ナクシテ血統断絶スルニ当リ、伝来奉持ノ  
「神息」太刀ヲ伊勢神宮ニ奉献シ、ソレヨリ以テ未前迷  
ノ如ク社家藤本氏ニ伝ハレルモノナリトイフ。

佐伯氏ノ血統ハ断絶シタルモ、後、八百石ヲ以テ家名ヲ再興セシ  
メラレシノ子孫佐伯惟幸氏、現ニ東京藤堂御將家ニ執事ヲ勤勞  
セラレ

以上伝来ノ経路ヲ要約スレバ次ノ如シ。

宇佐、大友興廢記等ノ伝説ニ依レバ、宇佐ニ於テ和  
銅年中、製作ナリトイフ。誓ヲ和銅ヨリ壽永マデヨ  
數フレバ凡四百七十年ナリ。

(一) 佐伯家 遠祖緒方三郎ヨリ十六代凡四百七十年間、豊後國佐  
伯及ヒ伊勢國安濃津ニナリ。

(二) 藤本家 寛永年中ヨリ大正八年五月マデ凡二百九十年間、時ジ  
ク伊勢國ニナリ。

(三) 飯田氏 大正八年五月ヨリ大正十二年十月マデ五ヶ年間、同ジク伊  
勢國ニナリ。

(四) 林田氏 大正十二年十月ヨリ現在(注昭和十六年一月)ニ及ブ十八年  
間。

因ニ、和銅ヨリ現在ニ至ルマデハ、凡ソ千二百三十  
年ナリ。

(以上)